

1 乳幼児期の生活と問題

Q11 学齢前の早期療育機関としてどんなところがありますか。

生まれながら、あるいは幼いときに障害を持った子に対しては、その障害によって今後の生活に支障をきたすことのないように、障害児の成長発達を保障するためにいろいろな援助がなされなければなりません。この総合的なサービスのことを「療育」と呼びます。

重度の身体障害の合併症等は、出産時やその後の乳児定期健康診査等で早期に診断されますが、身体障害を伴わない中、軽度の知的障害は、1歳6ヶ月児・3歳児健康診査で、あるいは我が子の成長発達の様子を母子手帳に記載されている成長発達の目安と比べるなかで、加齢に伴って徐々にわかっていく場合が多いのが現状です。早期発見という意味では、出産直後から神経学的見地に基づく発達チェックが地域の医療保健システムの中で確立していくことが必要でしょう。まだその点で不十分なわが国では、療育開始の対象年齢は、地域、療育機関によって0歳から3歳までと幅があります。

療育機関としては、以下のようにいろいろな施設があります。

1) 児童福祉法(国)による通園施設

公立、民間社会福祉法人立、合わせて全国におよそ210施設あり、通園の相談や手続きは原則として児童相談所が行います。地域によっては、市町村役場で可能な場合もあります。通園の形態や頻度は、原則として単独、毎日ですが、親子通園や週何回かの通園という施設もあります。援助にあたるスタッフは保母、指導員が一般的ですが、各種専門セラピストが用意され必要に応じて担当してくるところもあります。地域の幼稚園や保育所と定期的な交流をしている施設も多く、幼稚園の準備としても有意義でしょう。費用は措置費として国、都道府県が負担をしてくれますが、保護者の所得に応じた負担金があります。

2) 条例(市町村)による小規模通所事業

公立、民間立、合わせて全国におよそ340施設あり、通園の相談や手続きは当該施設や市町村役場が行います。対象年齢、通園形態、頻度はさまざまです。最近の傾向としては、多様な形態が用意されるようになってきています。援助にあたるスタッフは、前述の通園施設と同じことが言えます。費用は、市町村負担となり、保護者の直接的負担がないのが一般的です。

3) 民間(社団法人、企業立事業団、個人)有料(会員制)または無料療育機
最近は、大都市などで増えている傾向にあり総数は不明です。療育内容等は
さまざまで、個性的なプログラムを提供する機関が多くあります。費用等はさ
まざまです。企業立事業団としては、生命保険会社などがあります。

4) 大学、研究機関での療育

教育、心理、社会福祉などの学科等を設置している大学等で、研究室や附属
研究所などで学生の臨床指導の一環として行っているところがあります。形態
や費用はさまざまです。

5) 言葉の教室、心理発達相談(市町村)

市町村の児童福祉課や教育相談等において実施されているプログラムです。
子どもへの直接的な援助を行う機関もあれば、保護者への助言中心の機関もあ
りさまざまです。

6) 入所施設における短期入所による療育

実施施設としては少ないのですが、親子を対象とした短期間の入所により療
育を行うものです。費用は宿泊費も含めて比較的高額になります。

7) 入園準備保育(市町村、幼稚園)

市町村の主催により公民館で2、3歳児親子を対象とした、短期集中による
療育を行っているところがあります。また、幼稚園でもこの年齢を対象として
週2日程度保育を行っているところがあります。役場や幼稚園に問い合わせ
てみるとよいでしょう。

中央法規「知的発達障害」 Q & A生活支援ハンドブック 24・25頁から引用